

インドネシア競争当局職員に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修の実施について

平成30年3月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、独占禁止法と競争政策に関するインドネシア向けの技術研修を東京で開催することとしました。本研修は、インドネシアの競争当局であるインドネシア事業競争監視委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として開催されるものです。

記

- 1 期 間 平成30年3月26日（月）～3月30日（金）
- 2 開催場所 公正取引委員会及びJICA東京国際センター（東京）
- 3 参加者 インドネシア事業競争監視委員会職員10名
- 4 実施機関 公正取引委員会及びJICA
- 5 研修概要
 - ・学識経験者による独占禁止法及び競争政策の解説
 - ・公正取引委員会職員による公正取引委員会の実務、独占禁止法違反事件に係る審査手続の紹介等

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課 電話 03-3581-1998（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/